第 1 高速道路交通警察隊

1 概要

当隊の活動区域は、常磐自動車道(千葉県内8.6kmを含む。)、北関東自動車道の高速 自動車国道及び東水戸道路、県道常陸那珂港南線、首都圏中央連絡自動車道の自動車専 用道路等の当隊活動区域内(183.5km)である。

2 交通事故発生状況

平成17年中における交通事故の発生状況は、下表のとおりであった。

区分	平成 1 7 年	平成 1 6 年	前年比	増 減 率
発生件数	1,326件	1,209件	+117件	+ 9.7%
死 者 数	6 人	4 人	+ 2人	+ 50.0%
傷者数	3 0 5 人	2 3 5 人	+ 70人	+ 29.8%

常磐道千葉県分の交通事故総発生件数235件(人身30件、死者0人、傷者52 人、物損205件)を除く。

3 主な活動

(1) 交通死亡事故抑止対策の推進

交通死亡事故抑止のため、関係機関・団体の協力を得て

- ア 路面凍結によるスリップ事故防止キャンペーン(1月)
- イ 春・秋の全国交通安全運動における交通事故防止キャンペーン(5月、9月)
- ウ 海水浴シーズンにおける交通事故防止キャンペーン(8月)
- エ 夏の交通事故防止県民運動と併せ、行楽及び帰省等による居眠り運転や速度超過等による交通事故の防止並びに交通事故防止意識の高揚を図るため、高速道路のSA・PAでの休憩を習慣づけるため、「交通死亡事故ゼロ、常磐道・必ず休もう運動」を実施 (8月8日~12月31日)
- オ 高速道路における交通事故防止横断幕の作成、高速道路交通安全協議会加盟事業所、県内安全運転管理者講習会等への講師派遣による交通安全講話の開催 等各種対策を推進した。

(2) 交通指導取締り

ア 効果的な交通指導取締り

交通死亡事故を抑止すべく、事故多発区間、時間帯等をとらえた悪質・危険性・ 迷惑性の高い違反、特に、最高速度違反、大型貨物自動車の通行帯違反、整備不良 車両運転違反の指導取締りを強化し、本線上における交通指導取締りを効果的に実 施するとともに、各IC料金所におけるシートベルト・チャイルドシート装着義務 違反の取締りをはじめとする多目的検問活動を強力に推進した。

イ 暴走族取締り

暴走族が高速道路を利用し集結するいわゆる「初日の出暴走」を阻止するため、

県内各警察署と連携し、常磐自動車道の各IC料金所で検問を実施し、県内暴走族の集結を阻止した。

また、週末におけるサービスエリア等の警戒活動を強化し、い集しようとする暴 走族等の阻止に努めた。

4 道路管理者との連携

高速道路における交通流の円滑な流れを確保するため、道路管理者との連携を強化し、

- ・雪氷作業による冬期スリップ事故防止対策
- ・年末年始、行楽期及び旧盆期における交通渋滞対策
- ・サービスエリア・パーキングエリア内の逆走事故防止対策
- ・道路情報の迅速な広報

等を実施した。

5 その他

(1) 茨城県高速道路交通安全協議会の活動

会員の参加を得て、スリップ事故防止キャンペーンのほかサービスエリア等において各種の交通安全活動を推進した。

(2) 茨城県高速道等消防協議会の活動

8月30日、東日本高速道路株式会社水戸管理事務所駐車場において、高速道路等で大型タンクローリー等危険物運搬車両が関係する交通事故が発生した場合に備え、関係機関による迅速かつ効果的な現場措置要領等の習熟を図るため12機関約60名による合同訓練を実施し相互の連携強化を図った。